

令和6年第10回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年8月22日（木）午後1時30分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 議会改革に係る議会運営委員会の検討事項について  
1) 常任委員会の構成の見直しについて  
2) オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正について  
(2) 視察について  
(3) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長  
石井恵子委員・長谷川則夫委員  
徳本光香委員  
岩田典之議長  
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 田中和八委員
6. 説明のための出席者 なし
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純  
主査補 會卓也  
主 事 金子直史

## 会議の経過

開会 午後1時30分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 こんにちは、一般質問提出のために気もそぞろでしたでしょうに、そのすぐ直後から集まっていたいて、条例改正とか結構たくさんの分量のものを今日しなくちゃいけないという状況になってしまって、どうもありがとうございます。

事務局からのほうの説明も今日結構あると思いますが、分かるようにちょっとずつ進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は5名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和6年第10回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、議会改革に係る議会運営委員会の検討事項についてを議題とします。

初めに常任委員会の構成の見直しについてを検討いたします。

まず資料、色刷りの今日の議運のSide Booksに載っている資料で、常任委員構成の見直しという1枚ものを出していただけますでしょうか。

議長。

○岩田議長 始める前に、先日の議運の後の全協の中でこの案を提示しまして、名称とか委員会の構成の入替えとか、御意見のある人はということをやったのですけれども、先月かな、期日までにどなたかからも意見がありませんので、この内容で進めてください、よろしくをお願いします。

○柴田委員長 分かりました。

では、資料は開いていただけましたか。

それでは、特に意見もなかったということですので、この変更案という右側の半分がもうこれで決定ということになろうかと思えます。

そこについては、皆さん、御意見がないところだと思いますけれども、あとは名称です。名称については今、全部仮称で総務教育、福祉、企画経済という三つになっていますけれども、ここについて、何か御意見があれば伺いたいと思います。

石井委員。

○石井委員 私は、総務教育、これは総務に教育が入ったということでもいいなと思っています。そして、企画経済、これも経済の中に企画が入っていいな、分かりやすいなと思っ

ています。

ただ、真ん中の福祉なのですが、ここが福祉だけでいいのかなという気がして、子供とか子育てとかという言葉を入れて、子育て福祉とかにしたほうがいいと、福祉だけでは、ちょっとこの名前は足りないのではないかなと思って、今日は皆さんの御意見を伺いたいなと思いました。

以上です。

○柴田委員長 石井委員から、そのような意見が出ました。そのことについて何かございますか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私も子育て福祉がいいかなと思っていました。

以上です。

○柴田委員長 ほかに御意見ありますか。

昔は、この部分を民生と言っていたときもあって、民生というのは、市民の生活とか生計とか、そういう意味なので、福祉だけに限らないという意味では民生のほうがいいのかなと思ったりもしたのですけれども。子育ても入るし、あと健康という部門も入りますよね。なので、子育てというのが入るのが一つキーワード、キーポイントかなとは思っています。

ほかに案とかありますか。あるいは福祉という言葉ではなく、例えば子育て暮らし常任委員会とか、健康福祉とか、幾つか組み合わせで何かできるなとは思っていますけれども。

どうですか。子育て福祉となると、健康の部分が入らなくなっちゃうというのがちょっと引っ掛かるのだけれども、そしたら例えば子育て・暮らし常任委員会とか、そんなふうにすると幅広くなるかなとかちょっと考えたりもしました。

議長。

○岩田議長 子育ても高齢者も福祉になるので、子育て福祉だと、高齢者が疎外されているような感じがするので、健康福祉でどうかなと思います。

○柴田委員長 どうですか。健康福祉はどうかという意見が出ました。

今のところ出たのは、子育て福祉、健康福祉。

石井委員。

○石井委員 今の岩田委員のお話を伺っていて、なるほどなと思いました。語呂合わせじゃないのですけれども、総務教育というのも企画経済というのも、漢字四つでポンポンポンときているので、健康福祉だったら、ちょうどいいなという気もします。健康福祉、いいんじゃないですかね。

○柴田委員長 御意見どうですか。

○徳本委員 いいと思います。

○柴田委員長 長谷川委員、どうですか。

○長谷川委員 今、悩んでいて。

○石井委員 何と悩んでいるの。

○長谷川委員 子育てというのはちょっと、なかなか難しいところ。

○柴田委員長 子育てが省かれちゃうのは、どうかなと思っているということ。

○石井委員 協議会にしますか。

○柴田委員長 暫時休憩します。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時42分

○柴田委員長 会議再開いたします。

今まで出た案、子育て、暮らし、民生とか。子育て福祉とか出たのですけれども、子育てだけ入れちゃうと、高齢者のほうがということにもなってしまうし、まとまりがいいという意味では、健康福祉ではないだろうかというような意見で大体まとまったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 健康福祉常任委員会ということでまとめたいと思います。よろしく願います。

これで、ここの部分について、いいですね。

議長。

○岩田議長 今、名称と所管の事務がここで決まって、全協のほうで皆さんの承認もらうわけですけれども、これをいつから始めるかという施行日、これを私は、当初は、正副議長が新しく決まって、それから新しい名前の常任委員会とか、その正副委員長が決まったりとかする、例えば5月の臨時議会か、あるいは6月の定例会の初日かと思っていた、そういう思いで、2年で入れ替わりますから、それを想定して、今回いろいろ協議をしたのですけれども。

ちょっと考えてみると、その前に、例えば3月議会からスタートして、例えばこの執行日を1月15日とか2月1日にして、そこでスタートして、そのまま、例えば次の正副議長の決まる前に皆さんから、次はどこを希望するかという希望を出してもらってやるという。つまり、3月定例会、予算のほうは予算委員会、特別委員会を多分組むでしょうから、常任委員会のスタートを例えば2月1日というような施行日をしてはどうかと思うので、その日にちを3月議会からスタートするのか、これまで議論したように、新しく年度が決まる5月半ばとか6月からスタートするのか、その施行日をちょっと話し合ってもらえばと思うのですけれども。

○柴田委員長 質問ですけれども、その執行日をそういうふうに前倒しに持ってかなきゃいけない理由というのは。

議長。

○岩田議長 そのほうが、スタートするのにスムーズに行くのではないかという思いで

す。

○柴田委員長 もう一つ、質問です。

でも、常任委員の任期は2年となっていますよね、3月だと、2年満たない中でスタートすることになります、そしたら、どういう扱いにするのですか。

○岩田議長 今回の常任委員会のメンバーはそのままです。要は、名称と所管する事務が変わるということです。

それは、以前にもそうやってやって、名前を変えて委員会条例を変えたこともありますので、それにとられる必要はないので、今のまま、例えば9月定例会で委員会条例を改正すると、執行日を例えば2月1日にしたとすると、それで自動的にその日から名称と、それから所管事務が変わるので、改めてメンバーとかどうするというをしなくて、自動的に移るわけです。今のメンバーのまま、例えば総務企画常任委員会であれば、そのまま総務教育常任委員会として引き継ぎができるということです、5月までは、あるいは6月まではということです。

じゃあ、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○柴田委員長 暫時休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時55分

○柴田委員長 再開します。

施行日を早めに前倒しして、勉強する機会を設けたらどうかという御提案をいただいたのですが、新人さんを含めて2年間、今の部分をちゃんと全うして、そして、新たに新しい常任委員会のところへ移動して取り組むというほうがいいのではないかと、ということに大体意見がまとまったので、取りあえず施行日を早めにしてということは、保留にしたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に進みます。

オンライン会議開催に向けた委員会条例等の一部改正についてを検討いたします。

では、たくさん資料を送ったのですが、説明を受けないと、どうやって見たら、どうするのだろうということもあったのかなとも思います。

まず、局長のほうから順番に説明をしてもらいたいなと思うのですが、よろしいですか。

局長、お願いします。

○松岡議会事務局 それでは、委員会条例等の一部改正について御説明をいたします。

初めに、本説明に関する資料について確認をさせていただきます。Side Booksに資料は5種類ございます。

まず一つ目に、改正概要（全国市議会議長会）という資料がございます。それから、委員会条例の一部改正に特化した資料が2種類あり、委員会条例改正案と条文解説、委員会

条例というものになります。

また、会議規則の一部改正に特化した資料が2種類あり、会議規則改正案と条文解説、会議規則というものになります。

このたびの委員会条例、会議規則の一部改正につきましては、全国市議会議長会から示されました標準市議会委員会条例、標準市議会会議規則の改正に準じ、白井市議会委員会条例と会議規則のそれぞれの改正案をお示ししておりますので、まず初めに、大本の標準市議会委員会条例と標準市議会会議規則の改正の主なポイントについて、簡単に説明をさせていただきます。

資料は、標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例の改正について（概要）、こちらをお開きください。

全国市議会議長会より、標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則の改正のポイントが3点示されております。

一つ目は、議会のデジタル化に関するもので、オンラインによる手続、オンライン委員会の開催を可能とすることに関する改正です。

二つ目は、常用漢字の変更に伴う字句を含め、現在の規定では運営上の支障となり得る条文を整理し、全般的な見直しを行う改正です。

三つ目は、現在の社会情勢などに照らし合わせて行う改正です。

これらの三つのポイントによって改正された標準市議会委員会条例につきましては、資料の条文解説、委員会条例に条文と解説が記載されております。

また、標準市議会会議規則につきましては、資料は条文解説、会議規則に条文と解説が記載をされております。

次に、委員会条例改正案と会議規則改正案のそれぞれの資料の見方を御説明いたします。

資料の委員会条例改正案をお開きください。

こちらの一覧表の真ん中の列の旧と書いてあるのは、現在の白井市議会の委員会条例を示しております。そして左側の列が、このたび提案をする改正案となります。

また、右側の列の標準市議会委員会条例の条文解説（抜粋）は、別資料として、条文解説、委員会条例というものが先ほどあると御紹介いたしましたが、この中に記された改正理由などを一部抜粋して明記したものでございます。

また、一覧表の一番左側の列にオンライン委員会とありますのは、記載された条項がオンライン委員会に関する改正であることを示しております。

この資料の3ページに、その他と一番左側にありますのは、こちらはオンライン委員会に関わりのない条項の改正であることを示しております。

続きまして、資料の会議規則改正案をお開きください。

こちらの会議規則改正案につきましても、先ほどの委員会条例改正案の資料と同様の

見方で御覧いただければと思いますが、右側の列の鍵括弧、標準市議会会議規則条文解説、抜粋、こちらは先ほど御紹介いたしました別資料として条文解説会議規則というものがございしますが、この中に示された改正理由などを一部抜粋して明記したものでございます。

また、一覧表の一番左側の列に、ページをめくっていただくと、字句とありますのは、常用漢字の変更に伴う字句等の修正による改正であることを示しております。

このたびの委員会条例、会議規則の一部改正につきましては、大規模な災害等の発生、重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所への参集が困難な場合に、オンライン委員会が開催できるよう、全国市議会議長会から示されました標準市議会委員会条例、標準市議会会議規則の改正に準じまして、白井市議会の委員会条例と会議規則のそれぞれの改正案をお示しするものでございます。

それでは、委員会条例の改正案について、オンライン委員会に関するものをビッグアップして御説明させていただきます。

資料は、委員会条例改正案、こちらをお開きください。

1 ページの委員会の開会方法の特例、第十五条の二、こちらの第1項については、大規模な災害等の発生、重大な感染症のまん延により、委員が委員会の開催場所への参集が困難な場合に、オンラインにより委員会を開くことができる規定を新たに定めるものです。

第2項については、オンラインでの出席を希望する委員に対し、あらかじめ委員長への届け出を行う規定を新たに定めるものです。

第3項については、届け出を行いオンラインにて委員会に出席する委員は、委員会に出席しているものとみなす規定を新たに定めるものです。

第4項については、オンライン委員会についての細かい運用を定めることができるよう新たな規定を定めるものです。

続きまして、2 ページを御覧ください。

出席説明の要求、第二十一条第2項については、先ほど御説明いたしました第十五条の二に規定するオンライン出席は委員会の構成員である委員を対象としたものですが、説明員等の委員外で委員会に出席することが想定される者について、ここで新たな規定を定めるものです。

3 ページを御覧ください。

公述人の決定、第二十五条第3項については、公述人についてオンラインによることを認めていることから、オンラインで委員会で意見を述べることができる規定を新たに定めるものです。

続く参考人、第二十九条第3項については、参考人についてオンラインによることを認めていることから、オンラインで委員会で意見を述べることができる規定を新たに定めるものです。

第4項については、3項の新設により、現3項を4項とするものです。

まず、委員会条例の改正について、オンラインに特化したものについての説明はいったんここで終了させていただきます。

○柴田委員長 何かここまで。ありがとうございます。ちょっと分からなかったこと、もう一回とかというところありますか。

取りあえず大丈夫でしょうか。大丈夫ということですので、お願いします。

○松岡議会事務局長 続きまして、今度は会議規則改正案について、オンライン委員会に関するものをピックアップして御説明させていただきます。

資料は、会議規則改正案、こちらをお開きください。

6ページを御覧ください。

出席委員に関する措置、第九十四条の二、こちらはオンラインで出席している委員を出席者と認めるため、新たな規定を定めるものです。

続きまして、7ページを御覧ください。

委員外議員の発言、第百十七条第1項については、新たに委員外議員の定義を規定し、新たに追加するものです。

第2項については、第1項で委員外議員の定義を規定したため、字句の整理を行うものです。

第3項については、委員外議員もオンラインで委員会に出席し、発言が可能となる新たな規定を定めるものです。

第4項については、委員外議員がオンラインでの説明等を行う場合、委員長へ届け出す新たな規定を定めるものです。

8ページを御覧ください。

委員長の発言、第百十八条第2項については、オンライン委員会では、委員長と委員の席がありませんので、オンライン委員会における委員長の発言に関する新たな規定を定めるものです。

続いて、9ページを御覧ください。

不在委員、第百二十九条、こちらは、オンラインにより出席している委員は表決に加わることができる新たな規定を追加するものです。

10ページは飛ばしていただいて、11ページを御覧ください。

紹介議員の委員会出席、第百四十二条第3項については、オンライン委員会が開催されている場合に限り、請願紹介議員もオンラインにて説明を行うことを可能とするため、新たな規定を定めるものです。

第4項については、委員外議員のオンライン出席と同様に、紹介議員がオンラインで説明等を行う場合、委員長へ届け出す新たな規定を定めるものです。

13ページを御覧ください。

協議等の場の開催方法の特例、第百六十七条の二、第1項につきましては、オンラインで協議等の場を開くことができるよう新たな規定を定めるものです。

第2項については、協議等の場の開催方法など、細かい運用を定めることができるよう新たな規定を定めるものです。

以上で、会議規則改正案のオンライン委員会に関するものについての説明を終わらせていただきます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

前回の議運で事務局のほうにお願いしたのは、オンライン会議ができるような規定を委員会条例なり会議規則なり改正しなきゃいけないので、その白井案をお願いしますと言ったところなのですけれども。

実は、全国市議会議長会からは、字句の訂正とか、そのほか、オンライン会議以外で、さっき説明のあったとおり、社会情勢と照らし合わせて字句とかを入れ替えたほうがいい、言葉とかを変えたほうがいいのかというようなところもいっぱい来ていて。結局、事務局がそれを全部やってくれたということで、すごい大変なことをお願いしたことになってしまって、本当にすいません。ありがとうございました。

それが出てきたのが、皆さんにお知らせした時点なのですけれども、あまりにたくさんあるので、まずオンラインのところを、とにかく私たちは知りたいところなので、委員会条例とそれに付随する会議規則で、全国市議会議長会から来ているものについて、付け加える、新設する部分について、まず全体把握しようかなというところで今、事務局長にそこだけピックアップしてもらって、説明をしてもらったという次第なのですけれども。

どうでした。今、説明だけで大体分かりましたでしょうか、ちょっと分かりにくいとか、もうちょっと時間が欲しいなというのもあろうかと思えますけれども。

確認ですけれども、市議会議長会のひな型で白井に抜けている部分をそのまま流し込んだという形でよろしいですね。

○松岡議会事務局長 はい。この標準の市議会議長会の委員条例、それから標準市議会会議規則、こちらから、改正されたものをそのまま白井市で、準じて当てはめてきたというような考え方でございます。

○柴田委員長 ということなのですけれども、時間要りますかね。

暫時休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時45分

○柴田委員長 会議再開いたします。

協議会から協議会じゃないほうに、ちゃんとした会議のほうに戻します。

今は、委員会条例の改正案のほうを見ていて、1ページ目の十五条の二の第1項、第2項、第3項、第4項、ここについての話を進めようとしています。

今までのところ、第1項はオーケー、第2項のところ、許可制にする必要がないと考え届け出制としましたということで、届け出なければならない、委員長に届け出なければならないというところを、ちゃんと承認を得たほうがいいのではないかとか、出したからもういいのだという話ではないだろうというような意見も出ておまして、ここについては、少し保留にしようということになっています。

それから第3項は、当該委員会に出席しているものとみなす、オンライン参加の人もということで、これは問題なし。

第4項については、必要な事項は別に定めるといふ、詳細を別に決めますよという条項が入っているので、これはこれで問題ないだろうというところで、このページは終わりたいと思います。

最終的な確認は、また別途いたしますので、取りあえず今日のところは、ここで、1ページ目は終わりたいと思います。

次のページに進みます。

これが出席説明の要求というもので、新設された条項が第2項、前項の規定により、出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て委員会にその旨を申し出なければならない。

解説のほうもありますので、もしお読みいただいているのであれば、これはこういうことなのだなということで御理解いただけるかと思うのですが、何か御意見がありますか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 今の最後のところの議長を経てというのが、あまり意味が分からないのですけれども、これは。

○岩田議長 前項に書いてある、これ前項載っていないけれども、二十一条第1項。

○柴田委員長 第二十一条というのは、出席説明の要求というので、委員会は、審査または調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員、その他、法律に基づく委員会の代表者または委員並びにその委任または囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

だから、出席者の説明を要求するときは議長を経てくださいねという条文で、それにオンラインのときを付け加えて、第2項、オンラインで説明する場合は、やっぱり議長を経て、そういうふうに委員会のほうに伝えてくださいねということが加わったと、オンライン会議を想定しての話ということですね。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 結構こういう条例と違って独特な言い回しがあるのだと思うのですが、その辺で、議長を経てという、中身、意味は分かるのですけれども、そういう言

い方が分かりにくいなと思ったので、例えば。

○柴田委員長 議長を通してとか。

○広沢副委員長 内容的には、議長にお願いして、議長から手配していただくとか、そういう。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 現在も、委員会とか本会議もそうですけれども、市長とか教育長を招集する場合には、議長を通して、委員長じゃなくて、議長が市長に対して出席要求しているのです。

なので、ここに書いてある説明員というのは、いわゆる一般のそういう学識者じゃなくて、市長とか執行部に対しての出席要求を求めるわけですから、現在も議長を通して全てやっているんで、それを踏まえて書いてあると思います。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 内容は、そうだろうというのは分かっていたのですけれども、言い回しがこれでいいのかなと、先ほどからの。

○柴田委員長 届け出とか。

○広沢副委員長 そういう部分が論点なのかなと思って聞いてみました。

○柴田委員長 二十一条の省略されている第1項のほうも、議長を経てしなければならないと結んであるので、第2項だけいじるのはちょっとバランス欠くのかなと思うので、第1項と同じ表現のほうがいいのかもしれないですね。

よろしいですか、ここについては。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 次のページに行きます。

その他のところは抜かして、オンライン委員会というところですか。これが第二十五条、公述人の決定です。

第2項は省略して、第3項を新しく入れますとなっています。第3項は、公述人はオンラインによる方法により、公聴会で意見を述べることができる。

これはいいかなと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それから次が、第二十九条。二十九条は、参考人招致のところですね。

第3項というのが新設されていまして、それが、参考人はオンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる、これ公述人と同じで、これは構わないと思います。

それで、今まで第3項だったものが押し下げられて第4項になって、参考人については、前3条の規定を準用するというふうになっています。

これは問題ないかなと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そしたら、これで委員会条例については終わりなのです、オンラインについてだけは。

委員会条例は、字句の訂正がなく、その他というのが1個だけあります。委員会条例は今日でめどがつけられそうなので、その他というところを説明してもらってもよろしいですか。

○松岡議会事務局長 ページ数が3ページの上段になります。

公述人の決定、第二十五条、こちらは全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会、全国市議会議長会との規定に合わせて改正をするものです。

以上になります。

○柴田委員長 ありがとうございます。

赤字で書いてあるので非常に分かりやすいのですが、今までが「学識経験を有する者」となっていたのを「学識経験者」とやりましたということと、あと文書で申し出るというのがなくなっています。

その代わり、前条の規定により、あらかじめ申し出た者というふうに。前条の規定というのが二十四条。二十四条の規定というのが、意見を述べようとする者の申し出という条文です。

文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否その委員会に申し出なければならぬと、ここにもう既に文書で申し出なければならぬとあるので、ここで文書でというのを、重複するので削除しているという感じでしょうか。この2点が直っています。

ここはお分かりになりますか、何か分からないというところあります。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 いいですか。これはこのままオーケーということにしようかなと思います。

一応これで委員会条例のほうは、見直しをすべきところについては終わったということに。

多分、今日やって、また分からなくなったり、これ、どうだろうというところも出てくるかと思うので、あと先ほどの届け出のところももうちょっと整理したほうがいいなとか、もうちょっと考えようというところもあるので、これは、今度28日に議運ありますよね、9月議会の日程調整のための。取りあえず委員会条例は、そんなに量ないですし、ちょっと見直していただいて、何か付け加えて意見とか、あと、やっぱりこういうふうに考えたらどうかというのとかあれば、申し出ていただけるといいかなと思います。

取りあえず、いいでしょうか、委員会条例。

どうしますか。ここで会議規則のほうもやりますか。量が多いので。でも、これで終わっちゃうと、全く何も進まないところもあるので、これオンラインのところだったり説明してもらおう。オンラインのところだけは、説明はしてもらいました。

これもやりますか。

○石井委員 説明だけ聞いたらどうですか。

○広沢副委員長 説明聞いたから、やっちゃったほうがいいですよ。

○柴田委員長 オンラインのところだけ説明を聞いたので、やっちゃったらどうですかという意見がありました。なので、ちょっと入ります。それがなかなかないのですけれども。6ページに出てきました。これが新設条項です。

九十四条の二、出席委員に関する措置。九十四条というのが、定足数に関する措置なのです。

○長谷川委員 その場にはないと、出席しているとみなされないから。

○柴田委員長 定足数に達しないときは散会を宣告することができるとか、そういうのが九十四条です。これに、オンラインのときにはどうするかということが付け加えられています。

これは、この章における出席委員には、法第九十九条第九項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法、以下、オンラインによる方法という、で委員会に出席している委員を含む。

要は、定足数に達しているということにオンラインで参加している人も含めますよという意味ですよ。これはいいかなと思います。

このページは、それで終わりです。

7ページが丸ごとそうです。百七十七条、委員外議員の発言について。これがオンラインのときにどうするかというところかな。委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員、これを委員外議員という、に対し、その出席を求めて説明または意見を聞くことができる。

第2項、これも委員外議員という言葉が第1項で定義したので、第2項は、委員でない議員を委員外議員にして、「申出」というのが字句訂正で入っています。

ここの肝が3項と4項で、新設です。これはオンラインに対してどうするかということなのです。

前2項の場合において、法第九十条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言をすることができるというのが第3項。

第4項が、前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、もしくは意見を述べ、または発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

ここにも届け出という言葉ありますけれども、要は、オンラインでやるよというときは、申し出て、あらかじめ言っというてくださいなということですね。

二つが必要だなということは分かるのですが、ここで御意見ありますか。広沢副委員長がさっき言った、届け出とか言っていたことがちょっと引っ掛かるかな。

○広沢副委員長 言い方だと思うのですけれども、さっきも一緒なのですけれども、この当事者がやる行動として書いているという意味では、これで十分だとも思います。ここままで、ここは止めておくということであれば、それでいいと思うのですけれども。

さっきの場合ですと、なぜ承認というふうにしたかというのは、例えば欠席だったら届け出でいいと思うのです、だけど、違う方法で出席をするということであれば、どういう状況で出席をするとか知っといたほうがいいかなと。例えば家からやるとは限らなくて。

○柴田委員長 理由を付して届け出なければならぬとかつけるとか。

○広沢副委員長 理由というか、そこは細かく決める部分だと思うのですけれども、例えば図書館でやるよと言われたら困るわけですよ。それ知らないまま、届け出、出したからいいでしょとなったら、それが必要かどうかというのはまた別ですけれども、委員会としてちゃんと、オンラインであっても、そこをどういう状況でやるのかというのを確認はすべきだと思いますし、そういう意味で、承認必要なんじゃないかなと思ったのですけれども。

別途定めるのであれば、そこまで定めたものをつくるほうが安心な気はしますけれども。そうすると、委員長の責任の問題も出てきますし、細かく決めなくちゃいけないから、そこまでやる必要があるかという疑問もあるとは思っています。ここで今、出てきている届け出というの。

○柴田委員長 まさに広沢副委員長がさっき委員会条例で指摘した部分を引用していません。

条文解説、右側を見ると、一番下、さっき委員会条例第15条の2、第2項に規定する委員の届け出と同様というふうに言っているから、考え方は、そののと同じで、そこで引っ張ってきているということなのでしょうけれども。

○広沢副委員長 ただ、こっちは発言を希望するときに、発言したいと思っていることなので、そんなに出席の重さとは違うような気はするので、届けなければならないでもいいのかなという気はします。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 そもそもなのだけれども、委員会が必要と認めて委員外議員に出席を求める場合は、オンラインで、これでいいと思うのだけれども、委員外発言ですよ。だから委員会が出席要請というか、必要であって出席を求める場合と、そうではない、傍聴していた委員が発言したいよという場合は、つまり委員外議員というのは、オンラインで参加していないわけですよ、傍聴であって。

そうなる、いきなり委員外発言のオンラインでの発言を認めるというのはちょっと、そういう必要があるのかなと、むしろ感じるのだけれども、その辺どうですか。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 4項で、考え方として、希望するときはあらかじめ委員長に届け出るとい

うことがあるから、委員外議員が発言したいという意思は伝わっていると思うから、そこで委員会の中で、発言について許すか駄目なのかを決めるわけだから、私はいいかなと思ったのですけれども。

確かに途中から参加する形になるとは思いますが、委員外議員ですから。今、ほかの委員会の中で委員外議員が発言したいときも同じような方法やっていますから、それと同じかなというふうに思いますけれども。

○柴田委員長 委員外議員の発言というのは、こういう状況においては、はいと手を挙げたときに、皆さんに諮って、いいですよになった場合には、発言を許可されていますよね。だから、あらかじめ届け出ておかなくちゃいけないよというのは、ちょっと厳しいのだろうなという気は、逆にしますけれども。

○長谷川委員 オンライン、この4項が結構大変かなとは思いますが。

○柴田委員長 うちのやり方で言うと、委員外議員の発言を許しているから。でも、他市議会は違うのかもしれないですね。

○長谷川委員 オンラインでやったときに、私、発言したいと言われても、なかなか難しいと思うのです。最初から傍聴として参加していれば、委員長も分かっているだろうけれども、途中から、私、発言したいと言われても、だから4項があるというふうに解釈されるのだけれども。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 ちょっと読んでいて、この2番の委員外議員から発言の申し出があったときは、その拒否を決めるというのは、ふだん、外から傍聴者が手挙げて、一応いいですかと諮ってから決めている、そのイメージなのですから。この4番との違いがあまり分からないというか。2番だと、出席を求めて出席しているのですよね、オンラインで。その場で申し出ているような場合に感じるのですけれども、これ何か分かりますか。2番と4番の違い。状況の違い。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 2番と4番の違いは、オンラインかリアルかというところだと思うのですけれども。

○徳本委員 上はオンラインじゃないのですか。

○柴田委員長 上はオンラインじゃない。

○広沢副委員長 オンラインのときというのは独特で、画面が映っていて、その後ろに誰かがいて、これ言え、あれ言えとやっている場合もあるし、リアルじゃないという部分で言えば、差別化をするためには、最初から届け出をしておいて、そういうのを阻止する形を取るということが必要で、こういうふうにしてあるのだろうなと思います。

そもそも、委員外議員として申請をしているからには、発言をするつもりであろうというところもありますので、届け出はしていただいた上で発言というところが、このオンラ

インにおいては、落としどころなのかなと。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 そもそも論なのですけれども、また繰り返しになるけれども、条例のほうでは、オンラインで参加するのは委員だけなのです。

○柴田委員長 今それを言っていたなと思って。

○岩田議長 今回、会議規則でしょう。条例のほうには、それを認めると書いていないのに、いきなり会議規則で、オンラインで委員外発言を求めるというのは、私はおかしいと。あらかじめ分かっていて、必要であって委員会が、誰々議員、ほかの委員外議員とか、そういう人を呼ぶのであればいいのだけれども、条例のほうでそうなっているので、私はこれは。

○柴田委員長 オンライン委員会は、私も実はそこを、んと思ったのは、いわゆる常任委員会だと、皆傍聴来るし、その場でやり取りできるけれども、オンラインになると、Zoomの設定なんかも委員会の委員にしか知らされていない状況なのに、委員外発言は、逆に、オンライン委員会というのは、傍聴したい委員外議員も全員知らされるものなのかなと今ちょっと不思議に思ったのです。

もしそうであれば、全く同じように発言の許可をしいですかみたいにもできるけれども、オンライン委員会というのは、委員会の委員しか対象になっていないような委員会条例の改正の内容じゃないですか。だから、いわゆる平場の委員会と立て付けが違うのかなという感じはします。そこは確認なのですけれども。そういうことですよ。違いますか。

議長。

○岩田議長 開会している場所に来て、委員外発言を求めるのは構わないのです。これはオンラインですから、オンラインで参加することは、そもそもできないのです。条例に書いていないのだから、できないわけでしょう。条例でできないことが会議規則でできるというのはおかしいということ、そもそも論で言っているわけです。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 議長としては、この4をすっきりなくせばいいということですか。この4を残すとしたら、条例のほうにも、委員外の人参加できると書くか、もしくは、これ無理なのだから新設しないでおくかということなのかなと思うのですけれども。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 第1項は、これでいいと思うのです。だから、2、3、4項は要らないのじゃないかなというのが意見です。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 要は、今の委員会の中で、委員外議員が発言するのは、どちらかというと、条例ではなくて申合せでやっている。現行の常任委員会の中で委員外議員が発言すると

きの発言というのは、条例に書いていないと先ほどおっしゃったから。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 百十七条にこれ載っているのです。だから、この百十七条、載っているのです。

ただ、これはオンライン委員会に変わるわけだから、委員外発言というのは認めるわけです。委員会が承認すれば、できるわけです。

ただ、オンラインで委員外発言を求めるというのを入れる必要があるのかどうか。あらかじめ委員外と分かっている、これは特殊かも分からないけれども、例えば懲罰委員会とか、ほかの特殊な委員会があるじゃないですか。委員でない議員をあらかじめ出席要求をする場合には、オンラインで参加することもできると思うのです。そうじゃなくて、いきなり委員外発言を求めるということがオンラインでできるのかというと、できないと思うのです、条例を変えない限りは。

今は、開会場所、委員会をしている場所、例えば非常時には公民館か何かでやっているときに、その公民館に委員外議員がいて、委員外発言を求めると、それはあると思うのです。

ただ、オンラインにおいて委員外発言を求めるというのは、条例にないわけだから、この会議規則では、ここに書くのはおかしいというふうに言っているのです。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 今、同じところ見ているのですよね。7ページの2、3、4が要らないとおっしゃいましたけれども、2はオフラインの現場の話をしていると、さっき説明があったので、3、4ですかね、削ればいいのか。

3と4は、オンラインなのに委員外の議員が話せるという内容なので、条例に合わせると、3、4が要らないということでもいいのですよね。じゃあ、削っちゃえばいいんじゃないか。今までどおりなのですよ。

○長谷川委員 2は今までどおりなんだよね。

○徳本委員 しかも、こっちが出席を求めた人という感じですよ。

○柴田委員長 暫時休憩します。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時21分

○柴田委員長 再開していいですか。

今、会議規則の7ページの改正案のところを見ているんですが、百十七条の委員外議員の発言のところ、オンラインの場合は、委員外議員として呼んで、あらかじめ発言をしますよと届け出てもらわなければならない規定みたいになっているので、これ、どうなんだろうねと。3項、4項について、特に今、はてながみんな出ているところです。

なので、ちょっとここは保留にしておいて、もう少しちょっと考えて、次のときに改め

て話し合いをしたいと思っておりますので、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 28日にお考えを聞かせていただければいいかなと思います。

次が8ページです。

第百十八条の第2項が新設になっています。

法第百九条第九項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。

ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができないとあります。

これは、そのまま当たり前かなと思いますけれども、何か疑問ありますか。

こういうときだと席替えしますよね、委員長と副委員長、そういうことはできないけれども、委員長は質疑するときは、もちろん委員長の仕事は副委員長に代行してもらわなければならない、また、はたまた討論までしちゃった暁には、その議案については、最後まで副委員長が代行してもらおうということになる。それ今も平場においてもそうなのですか。これでよろしいですか。

でも、事務局が何か書いてあります。

○長谷川委員 条文のところじゃなくて、解説のところにも、委員長、副委員長もオンライン出席を認めるかどうかを検討する必要があるのだけれども、そこについては。

○柴田委員長 ということをおっしゃられたのですよね。

○松岡議会事務局長 はい。今、長谷川議員がおっしゃられたところを御確認をいただけたらと思います。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 場所を設定してやるという方法なのだろうから、私は副委員長であろうが委員長であろうが、オンライン出席は認めたほうがいいと思う。ただ、その場所を設定しない、どこでもいいよというのは、ちょっと考え方が変わってくるのかなと思うのですけれども。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 オンライン委員会ですけれども、基本は、委員長はそこにいないと、委員長ではなくて一委員というふうには受け取っていたのですけれども、これを見ると、そうではないような書き方をしているので、あくまでも全員の問題じゃなくて、開会場所があって、そこに行けない人がオンラインで参加するわけですよね。なので、委員長がオンラインで参加するということは、あり得ない。

委員長がオンラインで参加するのは委員であって、副委員長がその開催場所で委員長の役目をするということになると思うのです。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 今の考え方からすると、開催場所は特定されていて、そこに委員長か副委員長がいて、そのほかの委員はオンラインで参加することが可能だよという解釈ですよ。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 それも含めて、委員長も副委員長もそこに出席できないのであれば、年長者とか、あるいは、みんなで決めた人が委員長の役目をして、そこに出席できない人は、一委員としてオンライン会議に参加するという形になると私は認識しているのですけれども。

○柴田委員長 ということは、全員がオンラインということは、あり得ないと。

○岩田議長 だから、条例がそうになっていないから。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、会議規則かどこかで条例あるのかな。委員長がその場になきゃいけないとか。あれば、そっちを取っといたほうがいいような気がする、担保として。

要は、委員長または副委員長は、オンライン会議によって出席することはできないというような条文があるかどうか。

○柴田委員長 ちょっと休憩します。

休憩 午後 3 時 2 7 分

再開 午後 3 時 3 0 分

○柴田委員長 再開します。

今は、8 ページの委員長の発言のところ。オンラインの場合、正副委員長がオンライン出席が認められるのかどうかということを確認しなくちゃいけないのですけれども。全くいないときは、オンラインでしか出られない場合は、正副委員長であっても一委員ということで参加するというふうな流れで、今までは話し合ってきたはずだけれどもという発言もありましたし。

ただ、委員会条例では、委員長はオンラインでは参加できないとも書いていないし、ここら辺がはっきりしていないねというところがありますので、ここはペンディングにして、もう一回みんなで考えてみたいと思いますので、28日まで、もう一回考えてください。他市の事例とかも、もしかして参考になるかもしれません。

たしか、どこかでは、委員長もオンラインで、全員がオンラインでやっているところもあったし、あと芽室とか、視察行ったところは、委員長とかは最低、出席はしていたのじゃなかったかなと思うのです。

あと、事務局がいないと、絶対回らないでしょう。だから、事務局と一緒に委員長がいるということが条件になるのかなと思ったりするので。

長谷川委員。

○長谷川委員 1点、委員長がおっしゃったように、事務局が記録することができないと、会議として成り立たないというのがあるから、どこか場所は必要だと思う。そうすると、この条文に書いていないところで、委員長はどこかにいて、委員はオンラインで参加するという方式になっちゃうのかなと思うのです。だから、この条文に書かれていないところをどう整理するかだと思う。

○柴田委員長 広沢副委員長。

○広沢副委員長 Zoomとかオンラインの会議、今、白井市ではZoomということ想定していると思うのですがけれども、録画機能というのがあるって、それで会全部を録画することができるので、その場に、例えば現場として事務局がいなくても、後から議事録を作ることができるし、想定としてどこまでやるかというのは、白井市議会で、我々の裁量で決めることだとは思いますが、全部オンラインでやろうと思えば、できなくはないと思うのです。そこをどこで線引きをするかというところを議論していかないといけないなと思います。

あとは、条例が変わってくるということですので、条例のほうも具体的に確認をして、文字を見ながら、次回はやったらいいかなと。

○柴田委員長 ありがとうございます。

副委員長がまとめてくれたとおりで、やり方としていろいろある、それを具体的に白井市議会としてどういうふうにするかというのは、委員会条例の十五条とも照らし合わせて考えていかなきゃいけないことだということなので、今日は、これはそういう問題提起ということで終わりにしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 じゃあ、9ページ。9ページは不在委員というところが、新たに文言が付け加わっています。

表決の際、会議室にいない委員は表決に加わることができない。これは今までとおりなのですがけれども、ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りではないと。オンライン出席の人も採決に加わることができますよということを定めています。

事務局長。

○松岡議会事務局長 今のところ、ちょうどこの欄の右側のところに誤植がありましたので、訂正をいただきたいと思えます。

標準市議会会議規則条文解説の1行目のところに、「会議規則第92条の2において」と書いてありますけれども、正しくは「94条の2」においてということで訂正をお願いいたします。

以上です。

○長谷川委員 内容的にはいいと思えます。

○柴田委員長 ここで、またこれは細かくなってきましたが、オンラインの場合、どうい

動作をすると、それで賛成となるのかとか、そういうのをちょっと実験をした、全員でしたんだっか、議運でやったのか。

○長谷川委員 前、実験的にやったときに、手を挙げるとかいうやつがあって、それを使うことによって、賛成反対が分かるのでいいかなと思ったのです。

○柴田委員長 そこは細かいことで、今、決めることではないにしても、賛成の意を表すときの表し方というのは、また細目によって決めなくちゃいけないところですね。

○長谷川委員 細かいところは決めなきゃいけないでしょうけれども。

○柴田委員長 そこは決めなきゃいけないというのはあります。

これはよろしいということでもいいですね。

今度、11ページの下のほうです。

紹介議員の委員会出席という条文です。

これの3項、4項が新しく設けられていて、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員はオンラインによる方法で説明することができるというのと、第4項は、この紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならないというふうになっています。

これ、さっきの届け出のところとリンクします。紹介議員。

○長谷川委員 委員外議員のところは、届け出があったのだけれども。

○柴田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 大変だとは思っています。紹介議員がオンラインで説明するよという届けするのは。ただ、そうやっていただかないと、現場へ来ていただけるかどうかも分からないから、これは必要かなと私は思っています。

○柴田委員長 第4項のあらかじめ委員長に届け出なければならないというのは、大災害とか突発的なことが想定されているのに、あらかじめ届け出ることになっているのが、ちょっとはてなと。

○長谷川委員 現場でもいいかなという判断もできますけれどもね。

○柴田委員長 請願の審議の日が決まっているのに、直前でいきなり大災害になっちゃって、オンラインしかなくなっちゃった、オンラインでいきますというとき、あらかじめ届け出るといふ、そんな悠長なことで。

石井委員。

○石井委員 私、あらかじめというのは、前もってという意味なので、前日という意味ではなく、会議が開かれる直前もあらかじめだと思っています。

私は、そういった意味では、大災害が起きたとしても、今から委員会を始めますよの直前に、発言しますからと言っておくことでいいのじゃないかなというふうには解釈したのですけれども。

以上です。

○柴田委員長 分かりました。

ということなのですけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 これはこれで、そういうことで。次が13ページ、一番下のところです。

協議等の場の開催方法の特例、こちらは新設。委員会条例の第15条の2って、さっきオンラインの開催の大前提の一番の基幹となる条例に基づいて、協議等の場については、大規模な災害等の発生等または重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

それから、第2項、前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

委員会ではなく協議なんかの、協議会もか。ちょっと打合せの場を持ちたいというときも、委員会条例の例によって開きますよということを行っているのかなと思いますけれども、これはいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 一応、オンラインのところは、幾つかペンディングは残しましたが、ざっと見ることができました。

28日には、そこのペンディングだったところを復習しますと、7ページ、8ページのところ、2か所、もうちょっと精査していきたいと思いますので、それぞれにお考えいただきたいなと思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ここでオンライン会議改正に向けた委員会条例等の一部改正については、一区切りということ。字句等なんかは、また次にやりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 あと、視察についてだけなので、このまま引き続き、やってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 じゃあ、視察について。視察は、ありがとうございます、2人の方から申し出がありました。まず説明をしていただきたいかなと思うのですけれども、Side B o o k s のほうにも載っています。出していただいてよろしいですか。

石井委員のほうから。

石井委員、お願いします。

○石井委員 視察場所は、松阪市を、興味がありました。

何が興味があったかという、ここは、平成29年に市議会選挙の投票率が非常に低かつ

たことから危機感を抱き、市民に議会に関心を持ってもらうため「議会のトリセツ」の作成に取り組んだと。

このトリセツって何だろうというところが分からなかったのですが、どうやらトリセツというような冊子みたいなことなのかなというふうに、想像だけです、したのは。

要するに、それにいろいろな議会のことが紹介されていたり、中学生が議会の傍聴したときの写真を載せたりとか、要は、学生に関心を持ってもらうような取組を積極的に議会運営委員会としてやっているというところが非常に興味を持ちました。

その後、ちょっと調べたら、松阪市は、このトリセツだけではなく、政策討論会とか、どういうシステムをしたのか分からないのですが、議員で何人かで、よく分かりません、要は政策討論会をやって、その議員の政策討論会の中から政策提言をして、幾つか条例が実際に出来上がったとか、市長に提言をしているとか、そういったこともありましたので、ぜひそんなのをやってみたいなというふうに思いました。

これ、私、1枚だけだっけ、出したの。

○柴田委員長 もう一枚あります。大分か。

○石井委員 もう一枚出しました、大分のほうもそうなのです。

こっちも、大分市のほうも、議員政策研究会というのを立ち上げていて、市長に対して政策提言を行うために調査研究をずっと続け、私が興味を持ったのは、若者応援条例を制定したり、投票率の向上等の対策のための提言を行ったり、あるいは大分市議会の活性化推進会議というのを設置して、市民との意見交換会とか若者に特化した議会モニター制度をやったりとかしているのだそうです。

子ども条例とか、いろいろ議会として政策提言や条例を作成したり、これを成立させたりとかしているのです。やはり若者に対する取組というのを議会として非常に力を入れているというところが、興味がありました。

それから、タブレットの導入については、うちの議会とほぼほぼ同じなのですが、非常にタブレットの端末についても、いろいろと調査研究しているらしいので、そこもちょうどいいタイミングでいいかなと思って、この二つ、地理的にどうなのだろうと全然分からずに提案したので、この2か所に行きたいと言っているのではなくて、どっちか、重複しているところが、政策提言などは重複しているので、どっちかでいいなと思っています。

以上です。

○柴田委員長 ありがとうございます。

次、徳本委員、お願いします。

○徳本委員 岐阜県の可児市議会を一つ提案しました。

ホームページ見ると、行政視察資料ということで、議会改革の歩みというのがありました。定数、報酬のこととか議会基本条例とか、いろいろなことをやっていらっしやるみた

いなのですけれども、私としては、市民から直接議会改革の意見を取り寄せて、お母さん方のワークショップなどを開いて、それを政策まで持っていっているという、実現したり、子ども議会をどんどんやっているということで。

実績として、やっぱり市議会に、なかなか難しそうだし、平日やっていたりするし、関心がないというのは全国的な悩みだと思うのですけれども、ほぼほぼ3分の1までに関心のない人の率を下げたというのは、すごく成果があったのだなというふうに思いました。

中村 健先生という、議会改革ランキングのことでこの間、講演に来てくださった先生が、ここは紹介していました。

お母さん方の意見を反映させて施設を造って、とても喜ばれたというのを提案していたので、実際それを見てみたいという思いもあって提案しました。

以上です。

○柴田委員長 どうもありがとうございます。

どちらも政策提案をすとか、いろいろ積極的に動いているところというところで見つけてくださってきたのだなと思います。

どうでしょうか。1泊ですから2か所かなと思うのですけれども、無理やり行けば、大分と松阪と。弾丸ツアーをすれば。

そうすると、ちょうど関西同士で、岐阜の可児市と三重の松阪市、これは、移動可能で行けるかなというところですよ。

○長谷川委員 近いことは近いよね、ただ、交通手段がどうかなというところはあるけれども。

○柴田委員長 私がちょっとググった限りでは、行けそうだなとは思ったのですけれども。せっかくここがいいのじゃないかと提案してくださっている、議運として、こういうところ、私はそこをぜひ行きたいなと思うので、できたら、それこそ可児市と松阪市というセットはどうかなと思うのですけれども、皆さん、どうでしょう。

一応、可児市と松阪市ということで決めて、多分、行けるはずなので、ちょっと見た限りでは。ちょっとやってみて、あと連絡取ってもらって日程調整をすとか、そういう手続に入っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。よろしいですか。

取りあえず、今日の議題は全て終わりましたので、ほかに御意見ある方とかありますか、どなたか。

議長から何かありますか。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かありますか。

○松岡議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 それでは、以上をもちまして本日の会議は閉じたいと思います。

長時間にわたりまして、どうもいろいろ御意見ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後3時49分

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長